

行橋市告示第73号

行橋市創業者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月23日

行橋市長 工 藤 政 宏



行橋市創業者支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

行橋市創業者支援事業補助金交付要綱（令和7年3月行橋市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「こと」の次に「又は新たに法人を設立し、当該法人が本市域内において事業を開始すること」を加える。

第3条第1項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 行橋商工会議所が創業支援等事業計画に基づき実施する特定創業支援等事業を修了した証明書の発行を当該補助金の交付申請年度から起算して過去3か年度以内に受けた者又は当該補助金の実績報告日までに当該証明書の発行を受ける予定のある者
- (4) 許認可等が必要な事業を営む場合において、当該補助金の実績報告日までに該当する許認可を受けることが確実である者
- (5) 本業として市内で3年以上継続して事業を行う者

第3条第2項第2号を同項第5号とし、同項第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 既に創業している個人事業主で、新たに法人を設立するもの
- (3) 法人役員で、個人事業主として開業するもの又は新たに法人を設立するもの
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の子会社等

第5条に次のただし書を加える。

ただし、補助金の交付決定前の購入又は着手等に係る創業費については、補助対象から除く。

第7条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特定創業支援等事業の証明書の写し（補助金の交付申請時に修了している場合に限る。）

第10条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定創業支援等事業を修了した証明書の写し（補助金の交付申請時に修了していない場合に限る。）

第12条第3号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 交付決定があった日（以下「交付決定日という。」）から3年以内に廃業又は閉店したとき（市内で移転した場合を除く）。

(4) 交付決定日から3年以内に個人事業主が他の市区町村の住民基本台帳に記載されたとき。

(5) 交付決定日から3年以内に法人が登記事項証明書に記録されている本社、本店又は主たる事務所若しくは事務所の所在地を市外に移したとき。

第12条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金を返還させるときは、行橋市創業者支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により命じるものとする。

3 前項の場合において、第1項第3号に該当するときの設備の購入に要した経費に係る返還額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に基づき、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を基礎として算出するものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（実施効果の報告）

第14条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間、毎会計年度終了後30日以内に本補助事業の実施効果について、行橋市創業者支援事業補助金実施効果報告書（様式第13号）により市長に報告し

なければならない。

「④補助対象経費の内訳を説明する資料⑤その他市長が必要と認める
様式第1号中
書類」

「④補助対象経費の内訳を説明する資料
⑤特定創業支援等事業の証明書の写し（交付申請時に修了している場合
を
に限る。）に改
⑥その他市長が必要と認める書類」
める。

「⑥許認可を受けたことを証明するものの写し（許認可を要する業種
様式第7号中 業したものに限る

⑦その他市長が必要と認める書類
「⑥許認可を受けたことを証明するものの写し（許認可を要する業種を創
業したものに限る。）
を創
⑦特定創業支援等事業を修了した証明書の写し（交付申請時に修了して
を
いない場合に限る。）
⑧その他市長が必要と認める書類」
に改める。

様式第11号の次に次の2様式を加える。

様式第 1 2 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

殿

行橋市長 印

行橋市創業者支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付した行橋市創業者支援事業補助金について、行橋市創業者支援事業補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じる。

記

1 返還理由	
2 補助金確定額	円
3 返還金額	円
4 返還期限	年 月 日
5 返還方法	
6 特記事項	

様式第13号（第14条関係）

年 月 日

行橋市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話 ()

行橋市創業者支援事業補助金実施効果報告書

年 月 日付け 第 号で確定のあった標記補助金について、行橋市創業者支援事業補助金交付要綱第14条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 事業計画の実施状況

計画	年度	年 月 ～ 年 月
計画内容		
現状		
今期の振り返り（良かった点・反省点など）		

2. 目標数値の達成状況について

売上高

	交付申請書における 目標数値	実績値
年度	円	円
年度	円	円
年度	円	円

3. 次期の目標

計画	年度	年 月 ～ 年 月
具体的な計画内容		
次期に向けて取組内容		

4. 経営指導員確認

所属：	経営指導員：
-----	--------

5. その他書類

①事業活動が証明できる書類（法人の場合は貸借対照表及び損益計算書の写し、個人事業者の場合は確定申告書 B 及び青色申告決算書（又は収支内訳書）の写し）

②住民票の写し（個人事業主の場合に限る。）

③法人登記事項証明書（法人の場合に限る。）

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。